

連携と協力，条例の見直し等（修正案）

【条例素案（修正案）】

（国および他の地方公共団体との連携および協力）

第〇条 市は，国および他の地方公共団体と連携を図り，共通する課題を解決するため協力するよう努めなければならない。

~~（条例の検証および見直し）~~

~~第〇条 市は，4年を超えない期間ごとに，この条例の趣旨に照らし，自治の推進状況について検証し，必要があると認められるときは，見直しを行う等の措置を講ずるものとする。~~

（条例の検証）

第〇条 市は，この条例に沿った自治の進捗状況を把握・検証するため，検討委員会等の附属機関を置く。

（条例の見直し）

第〇条 市は，4年を超えない期間ごとに，この条例の規定について検討を加え，その結果に基づいて見直しを行う等の必要な措置を講ずるものとする。